

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団（以下「当財団」という。）定款第34条及び第18条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 代表理事（理事長）及び業務執行理事（専務理事）への報酬は役員手当とし、退職手当については別に定める「役員退職慰労金規程」の定めによる。
- 3 役員手当支給対象者を除く役員及び評議員への報酬は、理事会、評議員会等への会議等出席手当とする。

(算定方法)

第4条 報酬等の金額は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当財団の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないように算定する。

- 2 役員手当の金額については、当該金額が年間、常勤1200万円、非常勤800万円を超えない範囲で、評議員会で定める。
- 3 会議等出席手当の金額については、会議等への出席1回あたり3万円(税抜)を超えない範囲で、評議員会で定める。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める「職員給与規程」に準ずる。

- 3 役員及び評議員には、勤務又は会議等への出席について交通費及び必要に応じて宿泊費を支払うことができる。また、出張に要する旅費を、別に定める「旅費規程」に基づき支給することができる。

(支給方法)

第6条 報酬等は、法令等により報酬等から控除すべき額を控除して支給するものとする。

- 2 その他支給に関して必要な事項については、別に定める「経理規程」の定めによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(附則)

- 1 この規程は、2024年7月1日から施行する。